

令和4年1月20日

市小中学校
保護者の皆様へ

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
〈公印省略〉

臨時休業の再延長について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。
さて、県内で新型コロナウイルスの感染状況が依然予断を許さない状況であることを踏まえ、市内小中学校について下記の通り臨時休業の再延長を行います。
引き続きの対応で、ご家庭へご負担をおかけしますが、早期の収束に向け本措置へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 期間

- ・令和4年1月24日（月）～28日（金） 臨時休業の再延長

※中学3年生については、各学校から連絡を受けてご対応をお願いします。

2 休業延長の理由

- ・県内及び市内での感染拡大抑制のため。

3 その他

- ・休業中の児童生徒は、原則自宅待機です。不要不急の外出の自粛を徹底してください。
- ・中学校の部活動、小学校スポーツ少年団の活動は、原則休止とします。
- ・児童生徒が濃厚接触者・接触者となった場合、速やかに学校へご連絡ください。
- ・発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。
- ・「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

4. いじめ・誹謗中傷の防止について

- ・感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- ・正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

本件の問い合わせ 糸満市教育委員会学校教育課 TEL 098-840-8165

令和4年1月20日

市内小中学校保護者 各位

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
糸満市立 真壁小学校
校長 渡辺 英二

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の
対応等について（お知らせ）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、本県の新型コロナウイルス感染急拡大により、学校・保育PCR検査や沖縄県接触者PCR検査センター等が非常に混み合い、受検できない状況が生じております。また、保健所業務の逼迫により、家庭内感染等における濃厚接触者の特定にも遅れが生じております。

つきましては、当面の間、市内小中学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等を下記の通りといたします。

保護者の皆様には、本対応へのご理解とご協力とともに、引き続き、各家庭における感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

感染者が感染可能期間に登校し、他者と接触があった場合、当該学級の学級閉鎖及び接触者等の出席停止措置を行います。（学級閉鎖期間は、感染者との最終接触日の翌日から5日間）

【濃厚接触者の対応】

※学校・保育PCR検査を実施します。

※出席等の取扱いについては、保健所から指示のあった期間を出席停止とします。

保健所特定がされていない場合は、「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して10日間」の出席停止期間とします。

【接触者の対応】

※学校・保育PCR検査は実施せず、感染者との最終接触日の翌日から5日間経過し、発熱等の風邪症状がなければ登校可能とします。症状がある場合は病院受診をお願いいたします。